

ハローワーク横須賀における刑務所出所者等就労支援 ～実際に行っていること～

ハローワーク横須賀

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

➤ 支援の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支援対象者本人への直接支援

「個別支援」と「集団支援」

個別支援

一人の担当者が継続かつ一貫した支援を行う「担当者制」を原則とし、下記の支援を実施。

- ・ 出張就労相談
- ・ ソーシャルスキルトレーニング（SST）
- ・ 求人開拓
- ・ 事業所との交渉、調整
- ・ 定着支援
- ・ 外出訓練



集団支援

就労意欲の喚起を目的として下記の支援を実施。

- ・ 就労支援フォーラム・説明会
- ・ 職場体験

2

➤個別支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 個別支援

➤ 出張就労相談

横須賀刑務支所

平成29年度より強化施設指定

- ・ 週2～3回 8：30～16：00
- ・ ナビゲーター3名で平均4～5名／日

対象者

A票にて依頼
出所の目安6ヶ月前で就労支援希望者

久里浜少年院

令和5年度より強化施設指定

- ・ 週1回 9：30～17：00
- ・ ナビゲーター2名で平均3～4名／日

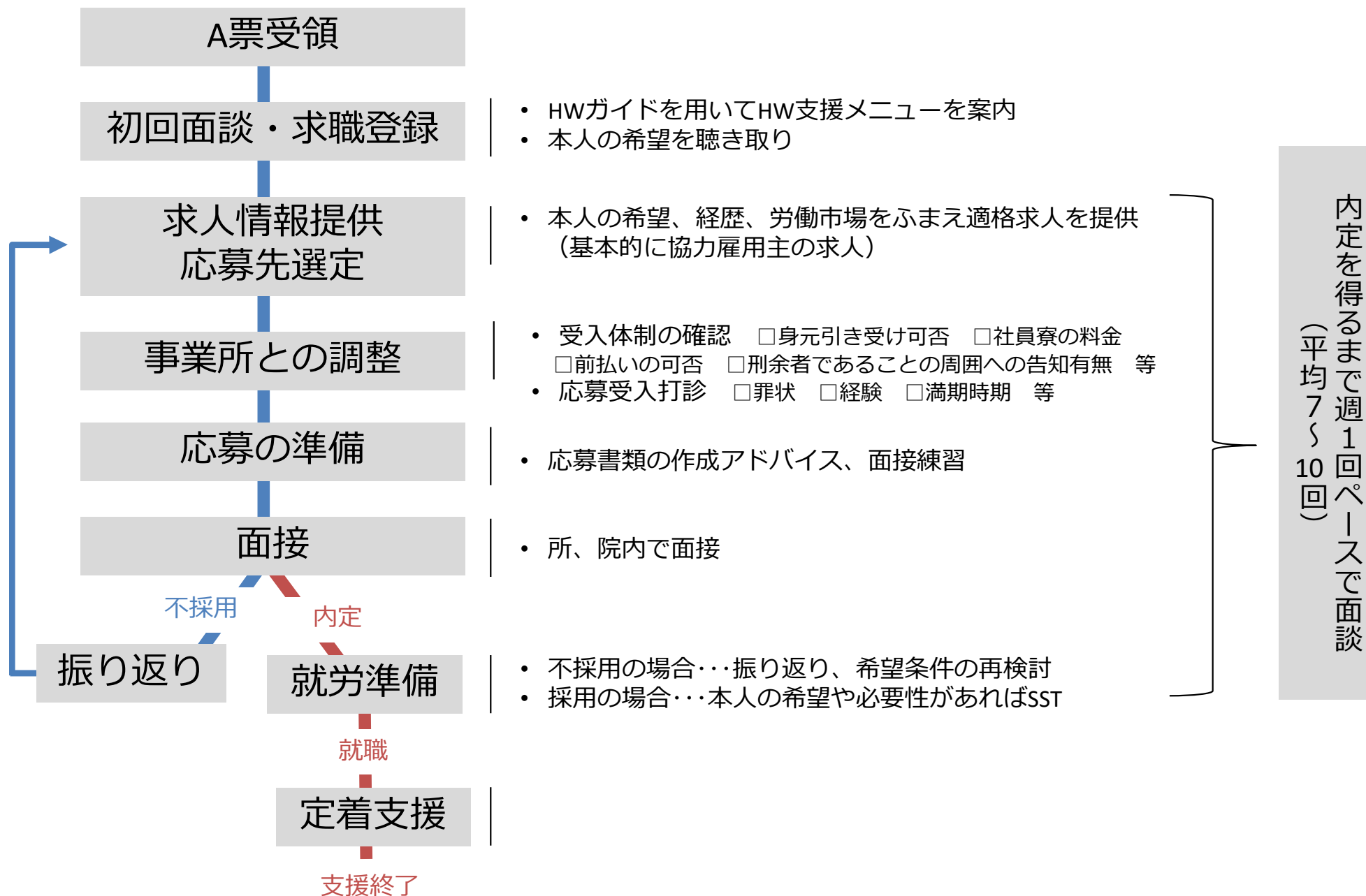
対象者

A票にて依頼
★教育課程の2級にある者で、帰住地が決まっておらず、
就労先で身元引受を希望する者

★その他、帰住地が決定しているが、在院中に就職先を
決めておきたい希望のある者

2. 個別支援

➤ 支援の流れ



2. 個別支援

➤ 事業所との調整

受入条件の確認・交渉

対象者の ☐ 罪状 ☐ 経歴 ☐ 満期時期 等を伝え受け入れを打診（薬物、性犯は難しい）

その他、対象者の希望条件を確認 ☐ 身元引き受け可否 ☐ 社員寮の料金 ☐ 前払いの可否

☐ 刑余者であることの周囲への告知有無 など

面接

所内・院内での面接日を設定 当日の立ち合い

出所・出院まで

本人⇄事業所間の情報伝達を仲介 出所・出院に関する連絡

定着支援

出所就職後、1ヶ月～6カ月の間、定着しているかの確認連絡

2. 個別支援

➤ 希望求人がない場合の対応

基本 本人の意向に沿って、**求人開拓**を行う

併せて

希望条件の求人が労働市場にない場合や、本人の認知のゆがみから、適切な選択ができていないと思われる場合は、カウンセリングを行い**適性を鑑み、別職種の検討（マッチング）**を勧める。

事例1 本人へ代替案を提案

本人の希望 S E（P C訓練で得たスキルを活かしたい）

現実 未経験可の協力雇用主求人なし

本人への働きかけ

本人の強み（勉強好き、数字に強い、元営業マンでフットワークが軽い）を加味し非破壊検査の求人を提案。本人も興味を持ち、紹介し内定を得る。内定後は入所中に非破壊検査の本を取り寄せ、新しい仕事に向けて、勉強しているとのこと。

事例2 就労の準備性を高める支援

現実 帰住地（山奥）に仕事が無い

本人への働きかけ

就労についての理解を深める支援を行う
お金の使い方、通勤エリアの労働市場、
ソーシャルスキル訓練など実施しながら
本人の希望条件を緩和する

準備性を高めた上で、求人開拓の支援を行う

事例3 様々な方法で求人開拓や支援依頼

- 一般求人しか出していない協力雇用主に出所者専用求人の提出を打診
- 帰住地の支援機構、管轄HWに、応募できる求人がないか支援を依頼。
- 出所直前に一般求人を本人に情報提供、出所後帰住地のHWに相談するよう案内。

2. 個別支援

➤ 定着支援

基本

就職先事業所への電話による状況確認、支援

必要に
応じ

本人および事業所の了解の下、訪問により対面支援

定着支援事例

1. 就職先の介護施設へ訪問による定着支援（28歳男性・出所後1年経過）
 - ・ 訪問による定着支援について、入所中から本人に許可をもらった
 - ・ 訪問にあたり、事業所に打診、本人、施設長との面会を設定
 - ・ 刑務支所の支援担当者も同行（本人との面会はHWのみ）
2. 就職後1ヶ月目、3ヶ月目のタイミングで、事業所へ電話による状況確認
3. その他、刑務所就労支援担当職員、刑務所就労支援スタッフによる訪問

2. 個別支援

➤ ソーシャルスキルトレーニング（SST）

目的 : 出所後のスムーズな社会復帰と職場定着を促す

支援の流れ : 就職あっせん・内定後、出所・出院までの期間（数ヶ月あり）
本人の希望に基づき個別に実施

（具体例）

- ☐ コミュニケーションスキルの向上
挨拶の仕方、断り方・謝り方などの指導
- ☐ お金に関する基本的な知識
お金の使い方、貯金をするためにはどうしたらいいかなど数字で理解促進
- ☐ 社会人マナーの習得
名刺の渡し方など仕事で使える技術を指導

➤ 外出訓練

矯正施設の取り組みとして、**出所前の受刑者が社会に慣れることを目的**とし、外出訓練を行う。
R6年度は、受刑者1名が当所へ来所し、HWIS端末使用する等仕事探しを行った。

	開催日
R6年度	R7. 2. 10
R7年度	R8. 2. 17

3

➤ 集団支援

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3. 集団支援

➤ 令和7年度就労支援イベント実施状況 〈横須賀刑務支所〉

R7 年度	イベント内容
4月	
5月	
6月	6/24 就労支援フォーラム 6/27 職業講話
7月	
8月	
9月	
10月	10/19 矯正展参加
11月	
12月	
1月	
2月	2/17 外出訓練
3月	

〈久里浜少年院〉

R7 年度	イベント内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	10/1 職業体験
11月	
12月	12/1 就労支援説明会
1月	
2月	
3月	

➤ 就労支援フォーラム〈横須賀刑務支所〉

主 催 : 横須賀刑務支所 共催 : ハローワーク共催

開催頻度 : 1回／年 (R8年度は6月に実施)

内 容 : 協力雇用主3社を召喚し、就労意欲喚起を目的として各社お仕事説明。
ハローワークからは就労支援内容を説明。

参加者 : 就労支援希望の入所者25～35名

これまでの実施状況

年度	開催日
R5年度	R5.9.28
R6年度	R6.6.11
R7年度	R7.6.24
R8年度	R8.6.25

R8年度の実施内容

参加者 : 支援対象者34名

当日の流れ :

ハローワーク講話 (はじめましてハローワーク) 10分



事業所による説明 (15分×3社)

- 株式会社 望月 (障害福祉事業)
- 武蔵野工業 株式会社 (建築工事業)
- 株式会社 新和商会 (産業廃棄物処理業)

事前に入所者から受付した質問をふまえ、事業内容や求める人物像などについて説明



質疑応答 (挙手により参加者から事業所へ直接質問)



刑務支所・HW・事業所との意見交換

➤ 就労支援説明会〈久里浜少年院〉

主 催 : 久里浜少年院
共 催 : ハローワーク横須賀
内 容 : 協力雇用主3社による会社説明（倉庫業・塗装工事業・飲食サービス業）
参加者 : 就職支援希望の在院者34名

	開催日
R5年度	R6.2.26
R7年度	R7.12.1

➤ 職業体験〈久里浜少年院〉

目的：在院者の就労定着は再犯防止の観点から重要であり、就労に対する意識の欠如や就労前のイメージとのギャップ等により職場に定着することなく、早期離職者が少なくない。実際の業務を体験させ、就業に対する理解と関心を深め、自らの適性や能力について考えさせる機会を付与、就労意欲の喚起を図り就職の実現を図る。

	開催日
R6年度	R6.7.22
R7年度	R7.10.1

R7年度の実施内容

協力 : 大橋瓦店
 （少年院在籍者の就労面接に来院した会社）
参加者 : 在院者7名

1. 職業講話：サイディングや屋根工事、業務内容の説明
2. 職業体験：仮の壁枠と小さな屋根模型を持参して、そこに壁や屋根瓦を張る作業を行う
3. 振り返り及び質疑応答
 ※久里浜少年院は外出しての就労体験が不可能なので、院内での就労体験に限る。

4

➤ 保護司会との連携状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5. 保護司会との連携状況

保護司会（横須賀市管轄）へ出向き、ハローワークの就労支援について説明し利用を促す。
支援者に対し、保護司様とチーム支援を行う、必要なら出張相談も行うことを提案

→ 以降、保護司様が同行して積極的にハローワークを利用していただいている。

★リ・ボーン（保護司会）にてセミナー形式でHW支援内容を説明。R 7年度は10月に実施

★保護司の皆様を就労移行支援事業所「ディーキャリア」の見学へご案内し、障害のある方への就労支援や職場定着支援の取組について理解を深めていただきました